

公益社団法人 埼玉県鍼灸師会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人埼玉県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を埼玉県内の必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、鍼灸学術の進歩発展とその医学的研究を為し、鍼灸師（はり師又はきゅう師をいう。以下同じ）の資質向上と福祉を図り、公衆の厚生福祉に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の振作昂揚に関する事業
- (2) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (3) 鍼灸業務の振興に関する事業
- (4) 鍼灸師の資質向上に関する事業
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業については、埼玉県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、会員の相互扶助に関する事業その他これに関連する事業を行う。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

(構 成)

第7条 本会は、本会の事業に賛同する鍼灸師であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

2 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正 会 員 本会の事業に賛同する鍼灸師。
- (2) 準 会 員 育成の対象となる鍼灸師及び鍼灸師の育成に関与する鍼灸師。
- (3) 名誉会員 本会に功労のあつた者、又は学識経験者で総会において推薦された者。
上記の会員のうち(2)(3)の会員になろうとする者は理事会の承認を必要とする。

3 前項の正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(入 会)

- 第8条** 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 会員の入会・退会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める入会・退会規程による。

(入会金及び会費)

- 第9条** 正会員は、会員総会で別に定める入会金・会費・負担金規程に従い、入会金、会費及び負担金（以下「入会金等」という）を納入しなければならない。ただし、総会で特に必要があると認めるときは、入会金の一部または全部を免除することができる。
- 2 準会員は、会員総会で別に定める入会金・会費・負担金規程に従い、年会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第10条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

- 第11条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の秩序を乱したとき。
 - (3) 本会の名誉を傷つけたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員等の資格喪失)

- 第12条** 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 第7条第1項の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
 - (4) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条** 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 会員総会

(構 成)

- 第14条** 会員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第15条** 会員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任

- (3) 会費等の基準及び金額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併又は事業の全部譲渡
- (8) 理事会において会員総会に付議した事項
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

- 第 16 条** 定時会員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。
- 2 前項の定時会員総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

（招 集）

- 第 17 条** 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合（法人法第 38 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除く。）には、その招集手続を省略することができる。
- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
 - 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なくその日から 6 週間以内の日を会員総会の日とする臨時会員総会を招集する通知を発しなければならない。
 - 4 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、会員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

（議 長）

- 第 18 条** 会員総会の議長及び副議長は、その会員総会において、出席会員の中から選出する。

（定足数）

- 第 19 条** 会員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決権）

- 第 20 条** 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（議 決）

- 第 21 条** 会員総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面表決等）

- 第 22 条** 会員は、あらかじめ通知された事項について書面により表決し、又は他の会員を代理人として委任することができる。
- 2 前項の場合における第 19 条及び第 21 条の規定の適用については、その会員は出席したも

のとみなす。

- 3 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(会員総会規則)

第 24 条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会が別に定める会員総会規則による。

第 5 章 役員等

(種類及び定数)

第 25 条 本会に、次の役員を置く。

理事 8 名以上 13 名以内

監事 3 名以内

- 2 理事のうち、1 名を会長とし、会長以外の理事のうち 2 名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 第 1 項の理事のうち、会務分掌上の常任理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議により選任する。

- 2 会長は理事会の決議により選定する。
- 3 理事会の決議により、副会長は業務執行理事より 2 名以内を選定する。
- 4 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。会務の分掌に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める会務運営規程による。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 25 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 30 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決によらなければならない。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の免除)

第 32 条 本会は、理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長・顧問・相談役・参与)

第 33 条 本会に、任意の機関として、名誉会長 1 名、顧問・相談役及び参与を 10 名以内置くことができる。

- 2 名誉会長は、会員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問・相談役及び参与は、理事会の諮問に応え、適宜意見を具申する。
- 5 名誉会長、顧問・相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (5) 寄附金に関する事項
 - (6) 前各号に定めるもののほか本会の会務運営に関する事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第 32 条の責任の免除

(開 催)

- 第 36 条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度 3 回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

- 第 37 条** 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、遅滞なくその日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集する通知を発しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、通知しなければならない。

(議 長)

- 第 38 条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 39 条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第 40 条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第 41 条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異義を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 42 条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 27 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 43 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名・押印する。

(理事会規程)

- 第 44 条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で別に定める理事会規程による。

第 7 章 部会及び委員会

- 第 45 条** 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、部会及び委員会を設

- 置することができる。
- 2 部会及び委員会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選任する。
 - 3 部会及び委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第46条 本会の財産管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第50条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、会員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

- 第 52 条** 本会は、会員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第 53 条** 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第 54 条** 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第 55 条** 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告

- 第 56 条** 本会の公告は、電子公告（ホームページ）によって行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行う。

第 11 章 事務局

(設置等)

- 第 57 条** 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な服務規程、給与規程その他必要な規程は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 58 条** 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 認可、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号のうち履歴書を除く帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 12 章 補 則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は高橋清人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 令和 3 年 5 月 16 日一部改訂。
- 5 令和 6 年 5 月 19 日一部改訂。